



平成 21 年 5 月 15 日

各 位

株式会社極楽湯
代表取締役社長 新川 隆 丈
(JASDAQコード: 2340)
問合せ先
取締役常務執行役員管理本部長 松本 俊 二
(TEL. 03 - 5275 - 0580)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を下記のとおり平成21年6月26日開催予定の当社第30期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」とします。)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主及び実質株主名簿に関する規定の削除などの所要の変更を行うものであり、また株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までの間これを作成して備えおかなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第7条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法律施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

2. 変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。	(削 除)
第8条 (条文省略)	第7条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第 9 条 当社の単元株式数は、100 株とする。</p> <p>2 . 当社は、第 7 条の規定にかかわらず、<u>単元株式数に満たない数の株式 (以下、「単元未満株式」という。) に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 10 条 当社の単元未満株式を有する株主 (実質株主を含む。以下同じ) は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(以下条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 . 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 . 当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ)、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びにこれらの備え置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>第 12 条 ~ 第 48 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第 8 条 当社の単元株式数は、100 株とする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(以下現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 . 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 . 当社の株主名簿<u>及び新株予約権原簿</u>の作成並びにこれらの備え置き、その他の株主名簿<u>及び新株予約権原簿</u>に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>第 11 条 ~ 第 47 条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備え置きその他株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第 2 条 <u>前条及び本条は、平成 22 年 1 月 6 日をもって削るものとする。</u></p>

3 . 日程

定款変更のための株主総会開催日 : 平成 21 年 6 月 26 日 (金曜日)
定款変更の効力発生日 : 平成 21 年 6 月 26 日 (金曜日)

以上